

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、変化の激しい経営環境の中にあつて、企業競争力の強化のため、経営判断の迅速化を図ると同時に、経営の透明性を高めるため、経営チェック機能の充実を図ることです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則1-2④ 電子行使と英訳】

当社は、議決権のインターネット行使については既に導入しておりますが、議決権電子行使プラットフォームの利用については、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながら検討いたします。招集通知の英訳については、機関投資家や海外投資家の比率の他海外のステークホルダーとの間の影響・関係性等を踏まえ、検討いたします。

【補充原則2-4① 多様性の確保の考え方と目標、人材育成方針と社内環境整備方針の実施状況】

当社グループには、正社員、契約社員、パート・アルバイトなどさまざまな契約形態の約36,000名にもおよぶ従業員が働いています。契約形態や背景が異なっていますが、個性を損なうことなく、持てる力を最大限に発揮することがグループとしての総合力につながると捉えており、グループを挙げて、女性活躍支援やダイバーシティ&インクルージョンに積極的に取り組んでいます。当社グループの女性活躍に関しては、管理職に占める女性比率の2021年3月実績は14.5%、正社員に占める女性社員比率は46.7%となっております。現時点では具体的な女性の管理職比率等の目標設定は行っておりませんが、今後は、管理職比率だけでなく、産休・育休からの復職率に加え、障害者雇用への対応も多様性の観点から当社として大切な指標と捉え、多様性の確保に努めて参ります。なお、事業子会社のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社においては女性の活躍推進に関する取り組みが優良な企業として、厚生労働省より「えるぼし」認定の3つ星(3段階目)を認定されております。なお、外国人社員や中途採用者に関しては、現時点では、中核人材の登用等に向けた具体的な目標値等は設定しておりません。なお、具体的な女性活躍に関する取組については当社のホームページに記載しておりますので、ご参照ください。

具体的な女性活躍に関する取組について:

<https://www.shidax.co.jp/corporate/press-release/2021/13925/>

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念につきましては当社ホームページ、経営戦略につきましては有価証券報告書及び決算短信にて開示しておりますが、当社はこれまで中期経営計画、目標とする経営指標を開示することは控えておりました。しかしながら、資本市場からの要請が高まっていることは認識しており、今後は積極的に開示・説明を行っていくべきものと考えております。一方で、当社は2019年3月期より再成長戦略「Re-Growth」を実現するため、グループ横断的な目線により経営改革を実行することを企業目標に掲げ、事業構造改革に取り組んでいます。これは、個々の保有事業プロセス改善を図る他、事業の取捨選択を進め、事業ポートフォリオ全体の収益力改善を目的とするものです。

当社としましては、再成長戦略「Re-Growth」を織り込んだ中期経営計画の開示・説明をすべきと考えておりますが、2022年3月期決算発表時(同年5月の予定)の開示・説明を目指し、中期経営計画の策定を図ってまいります。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図る対価として十分に機能するよう業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、取締役会は、社外取締役を過半数とする委員3名以上で構成されている諮問機関である評価報酬委員会の答申に基づき、株主総会において決議された上限の範囲内において、各役員の職位等を勘案した上で、取締役会の報酬額を決定しております。当社の取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書においても開示しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定が実施出来ること、並びに各個人として人望があり、法令及び企業倫理の順守に徹する見識を有することを基準として、総合的に判断して、選任・指名しております。上記方針に基づき、代表取締役が提案し、社外取締役を過半数とする委員3名以上で構成されている諮問機関である指名委員会の答申に基づき、取締役会が決定しております。監査役候補については財務・会計・法務等に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、総合的に判断して選任・指名しており、監査役会の同意を得て取締役会で決議しております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役会は、上記(iv)を踏まえて、経営陣幹部及び取締役・監査役候補者の個々の内容を検討した上で、選任・指名を決議しており、取締役候補

補・監査役候補個々の経歴については、株主総会招集通知に記載しております。

[補充原則3-1② 英語での情報開示・提供]

2021年11月29日現在、招集通知等の英訳等の対応はいたしておりません。一方で、2021年9月末時点で当社の外国法人等の持分は約8%と増加基調であり、一定の割合を占めていることを鑑み、今後は外国人株主様のニーズ等を踏まえ、適宜、英語での情報開示を進めていきたいと考えております。

[補充原則4-1② 中期経営計画に対するコミットメント]

当社グループでは、現在、Re-Growth戦略とポストコロナの事業環境の変化を見据えた中期経営計画を策定中であり、2022年3月期決算発表時(同年5月の予定)の開示・説明を目指しております。なお、当社グループの経営方針や経営戦略については有価証券報告書等において開示しており、株主・投資家との共通認識を醸成できるよう努めております。加えて、単年度の事業計画については、期初に当該期の目標数値を開示しており、その達成に向けて役職員一丸となって取り組んでおります。目標数値との乖離が生じた際は、詳細な要因分析を行い、一定以上の乖離が生じた際には必要な開示を行っております。

[補充原則4-2① 経営陣報酬の設計・割合の設定]

当社の役員の報酬は、企業価値の持続的な向上を図る対価として十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役会は、社外取締役を過半数とする委員3名以上で構成されている取締役会の任意の諮問機関である評価報酬委員会の答申に基づき、株主総会において決議された上限の範囲内において、各役員の職位等を勘案した上で、取締役の報酬額を決定しております。なお、株式報酬は現時点では導入しておらず、検討中であります。

[補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性の分析・評価]

取締役会全体の実効性の分析・評価の仕組み、その結果の概要開示については、現在検討中でございます。2022年6月定時株主総会終了後に提出するコーポレートガバナンス報告書において開示予定でございます。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

[原則1-4 政策保有株式]

当社は、資本効率性の観点から、新規の政策保有株式の取得を原則として行いません。既に保有している政策保有株式については、その保有目的や効果を踏まえた経済合理性を、毎年検証し、保有合理性がないと判断したものについては、取引先である発行体会社と交渉し、合意を得た上で適宜削減していきます。また、政策保有株式の議決権の行使については、当該会社の企業価値の向上や株主共同の利益等の観点から総合的に判断し、適切に行使用いたします。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社は、関連当事者間の取引については「グループ利益相反管理規程」を定め、対象となる取引について正確かつ網羅的に捕捉しております。対象となった関連当事者間の取引については、グループ経営管理本部長を委員長として、管理部門の管掌取締役、法務部、経理部で構成される「利益相反管理委員会」で協議され、その勧告を踏まえ、あらかじめ取締役会での決議を必要としており、その決議には、該当する役員を特別利害関係者として、当該決議の定足数から除外した上で行っております。「利益相反管理委員会」においては、関連当事者間の取引に関する個別の取引条件の合理性・妥当性を確認するとともに、関連当事者間の取引について当社グループが事業を遂行する上で必要不可欠な取引であることも検討する際の要件となります。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、従業員の資産形成の支援及び企業年金の運用リスクの軽減を図るため、確定拠出年金制度(401K)を採用しております。従業員の資産形成支援に向けて、制度加入時に、資産運用を始めるにあたっての制度の基本的知識や、運用に関する注意事項等を周知しています。また、運営管理機関と連携し、適宜、加入者に対し投資に関する情報を周知徹底しております。

[補充原則3-1③ サステナビリティ取組の開示]

当社グループは、自らを社会課題解決型企業と位置づけ、「SDGs経営」を掲げ、①社員エンゲージメントへの投資により生産性を高めてその成果を還元する、②顧客・パートナー企業との協創でイノベーションを進める、というアプローチで社会価値と経済価値が好循環するCSV(共有価値の創造)を目指しています。

特に注力すべき社会課題として、「すべては未来の子どもたちのために」という大義の実現のために、「人財」「環境」「街づくり」「安心・安全」の4テーマを設定しています。

「人財」については、社員エンゲージメント向上のための教育・育成面での投資から生産性向上、事業成長へとつなげ、その成長の果実を社員に還元する好循環を目指します。また多様な事業・業務(「500の仕事」)を展開する当社では、人財においても女性・外国人・障がい者を含む多様な人財が事業成長・イノベーションに不可欠という認識のもと、多様な人財が自分らしく輝ける環境づくりに取り組んでいます。

「環境」では、食品ロス削減、車両運行での脱炭素化を顧客・パートナー企業との協創イノベーションで推進しています。車両運行での脱炭素化では環境適応車の導入や、減少する利用者に対応してスクール/コミュニティ/デマンドバスにより最適化を行い、温暖化ガスの排出を抑制します。

「街づくり」では、人々が集う「地域の場づくり」と、「地域交通の最適化」で街づくりに貢献します。「地域の場づくり」では学童・学校・図書館など地域の人々が集う場作りをベースに、行政サービスの包括受託での効率化・高度化でシダックスらしい貢献をします。「地域交通の最適化」ではスクール/コミュニティ/デマンドバスによる最適化で、少子高齢化により利用者が減少した地域公共交通インフラの持続・改善に取り組んでいます。

「安心・安全」では、業界に先駆けて導入したトレーサビリティの高い一元物流プラットフォームや、社長直轄の品質管理部門がグループ全事業の品質を横断して統括する体制など、独自の仕掛けと、安心・安全文化の醸成でシダックス水準の安心・安全を実現します。

また知的財産への投資に関しては、オープン＆クローズ戦略をとり、品質管理等の業務ノウハウの強化を中心に実施しております。さらに、リカレント教育、リスティング教育をする場を提供することで知的財産の構築と合わせて、社員の満足度向上を導いております。今後は気候変動にかかるリスク及び収益機会に関する必要なデータ収集と分析に関して、DX投資(業務のデジタル化投資)を通じて競争力強化に向けた施策を進めていく予定です。

当社グループのSDGs経営方針と取り組み事例、具体的な人的資本・知的財産に関する取組に関しては、以下のウェブサイトをご参照ください。

SDGsの取り組みについて:

https://www.shidax.co.jp/corporate/sustainability/sdgs_esg/sdgs/

当社の価値創造ストーリー:

<https://www.shidax.co.jp/corporate/sustainability/>

人的投資について(教育研修):

<https://www.shidax.co.jp/efforts/training/>

知的財産への投資(品質管理等):
<https://www.shidax.co.jp/efforts/quality-management/>

[補充原則4-1① 経営陣に対する委任の範囲]

当社は、業務執行上の意思決定迅速化による経営体制強化を目的として執行役員制度を導入しております。取締役会規則において決議事項と報告事項を明確に定めることにより、執行役員に経営を委ね、「意思決定の迅速化」及び「適正な監督」を実施しています。当社は、決裁権限基準に基づき、取締役会、経営会議、代表取締役、常務取締役、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。また、当社の取締役会は取締役全体の半数が社外取締役となっていることに加え、社外取締役を委員長とし構成員の過半数が社外取締役である任意の指名委員会及び評価報酬委員会、代表取締役社長が委員長である事業性評価委員会を設置しており、業務執行を適切に監督する体制を確保しております。

[補充原則4-3① 経営陣幹部の選解任]

当社は、経営陣幹部の選解任については、会社の業績などの評価を踏まえ、社外取締役が過半数を占める取締役会の諮問機関である指名委員会での審議・答申を経て、取締役会で決議しており、公正かつ透明性の高い体制を構築しております。

[補充原則4-3② CEOの選任]

当社取締役会は、代表取締役社長(CEO)の選解任については、別途定める代表取締役社長の選任方針に沿って社外取締役が過半数を占める取締役会の諮問機関である指名委員会での審議・答申を経て、取締役会で決議しております。代表取締役社長の選解任は会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、十分な時間と資源をかけて、資質を備えた代表取締役社長を選任します。

[補充原則4-3③ CEOの解任の手续の確立]

取締役・監査役候補者と代表取締役社長(CEO)以下の経営陣の選解任については、取締役会にて会社の業績等の評価を踏まえ、委員の過半数が社外取締役で構成される指名委員会における公正かつ透明性の高い審議をもとに、状況に応じて機動的に決定します。なお、取締役会は、取締役・監査役候補者と代表取締役社長(CEO)以下の経営陣の選任については、性別や年齢、国籍の区別なく、それぞれの人格や見識等を十分に考慮した上で、各々の職務と責任を全うし、取締役候補者・代表取締役社長(CEO)以下の経営陣については中長期的な企業価値に貢献できる者、監査役候補者については、公正な経営監視体制の確立に貢献できる者を選定します。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、当社との間に過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配、影響を受けるまたは当社経営陣に対して著しい支配影響を及ぼす可能性が認められず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として選任しております。具体的な独立性判断基準に関しましては有価証券報告書に記載しております。

[補充原則4-11① 取締役会の考え方]

当社の取締役の構成人員は、現在6名(内、独立社外取締役2名)であります。取締役の選任に関しては、経営戦略を踏まえ、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各部門をカバーできるバランスの確保のため、適材適所の観点より、総合的に検討を実施しています。なお、各取締役の保有するスキルマトリックスに関しては当社ウェブサイト等において公表しております。独立社外取締役の選任に関しては、当社及び当社の属する業界にとらわれない幅広い見地と専門知識を有しており、経営全般に関する客観的、中立的かつ専門的な立場で貢献ができる人物を選任しており、経営経験のある独立社外取締役を1名選任しております。

スキルマトリックス:
<https://www.shidax.co.jp/cms/wp-content/themes/shidax/libs/pdf/sustainability.pdf>

[補充原則4-11② 他会社役員との兼務]

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて、毎年開示を行っています。

[補充原則4-14② 取締役・監査役のトレーニング方針]

当社では、取締役・監査役による経営管理・監査機能が十分に発揮されるよう、コンプライアンスなどをテーマとした研修を実施するほか、取締役・監査役に対し、日本監査役協会の主催するセミナーなど第三者機関による研修の機会を提供し、その費用は当社負担としています。社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布、関連情報の提供などを行うほか、当社グループの事業内容を理解する機会を継続的に提供しています。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、IR担当執行役員(グループ経営管理本部長)を選任し、経理部IR課をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に一回開催するとともに、適宜、個別取材等を実施しております。具体的な株主との対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、補充原則5-1②に記載している通りでございます。

[補充原則5-1② 株主との対話を促進するための方針]

- (i) 当社は、IR担当執行役員(グループ経営管理本部長)を選任しております。
- (ii) IR担当部署である経理部IR課を中心として、SR窓口である法務部及び広報部を含め週次のグループ経営会議において関係部署間で連携を取っております。
- (iii) SR窓口である法務部及び広報室並びにIR担当部署である経理部IR課において、電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けており、さらに、半期に一回決算説明会を開催し、社長及びIR常務取締役が説明を行っております。
- (iv) IR活動にて把握された意見等については、グループ経営会議や取締役会において報告・共有されております。
- (v) インサイダー情報管理規程を定め、定期的に教育を行うなど、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
志太ホールディングス株式会社	12,016,774	30.13
株式会社シダ・セーフティ・サービス	1,777,800	4.46
志太 勤一	1,225,856	3.07
志太 勤	1,203,332	3.02
国分グループ本社株式会社	840,500	2.11
エスディーアイ株式会社	820,000	2.06
J. P. MORGAN SECURITIES PLC (常任代理人JPモルガン証券株式会社)	677,138	1.70
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	608,500	1.53
志太 正次郎	604,926	1.52
株式会社SBI証券	539,832	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

志太ホールディングス株式会社は、有価証券の保有・管理を目的とした会社であります。一方、当社グループは総合サービス企業グループとして事業活動を行い、同社の事業領域とは異なっております。そのため、当社グループが同社から経営・事業活動で影響を受けることはなく、独立性が保たれております。

人的関係につきましては、当社の代表取締役1名及び取締役1名は同社の取締役を兼任しておりますが、当社の経営方針は、当社独自の経営会議等の機関により決定しており、また、同社出身取締役は当社取締役の過半に至る状況にはなく、当社独自の経営判断が行える状況にあります。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川井 真	学者											
川崎 達生	他の会社の出身者								○			
堀 雅寿	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川井 真	○	多摩大学大学院経営情報学研究科客員教授 明治大学自動運転社会総合研究所所長 代行・地方創生部門長 対馬沖洋上風力発電導入検討委員会委員長 千葉工業大学日本文化再生研究センター上席研究員 デルタテックアソシエイツ株式会社専務執行役員	一般社団法人JA共済総合研究所、多摩大学大学院及び明治大学自動運転社会総合研究所等において、高度な経験・識見を培われており、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、その知見を活かした専門的見地から、当社の経営全般に対して公正かつ客観的視点から有益な助言・監督を行い、経営体制のさらなる強化・充実に期待できると判断したためであります。 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定しております。

川崎 達生		ユニゾン・キャピタル株式会社において代表取締役(業務執行者)を務められており、当社はユニゾン・キャピタル株式会社が運用する又はアドバイザーを務めるユニゾン・キャピタル4号投資事業有限責任組合及びUnison Capital PartnersIV(F),L.P.(いずれもB種優先株主)と資本業務提携契約を締結しております。	ユニゾン・キャピタル株式会社において代表取締役を務められており、幅広い業種の企業に対する投資と経営支援の知識及び経験を基に、当社グループのガバナンス強化に向けて有用な意見をいただくことが期待できると判断したためであります。
堀 雅寿	○	愛知電機株式会社社外監査役 株式会社コメダホールディングス社外取締役監査等委員 横浜ゴム株式会社社外取締役	2005年12月に株式会社ポッカコーポレーション(現ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社)の代表取締役に就任以来、長年にわたり同社の経営を指揮し、同社の成長に大きな役割を果たしました。企業経営・事業戦略等に関する幅広い知見及び高い見識を有しており、当社グループにおいても有用な意見をいただくことが期待できると判断したためであります。 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	評価報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

(指名委員会)
取締役の候補者の指名に関する事項について審議し、取締役会に答申する役割を担っております。

(評価報酬委員会)
取締役及びグループ執行役員の年度評価及び報酬額に関する事項について審議し、取締役会に答申する役割を担っております。

2020年度において、指名委員会は1回、評価報酬委員会は4回開催しました。各委員会の出席状況は以下のとおりです。

(指名委員会)
川崎 達生 (委員長・社外取締役) 2020年度に開催した1回の指名委員会に出席しました。
川井 真 (社外取締役) 2020年度に開催した1回の指名委員会に出席しました。
三鍋 伊佐雄 (社外取締役) 2020年度に開催した1回の指名委員会に出席しました。
志太 勤一 (代表取締役会長兼社長) 2020年度に開催した1回の指名委員会に出席しました。

(評価報酬委員会)
三鍋 伊佐雄 (委員長・社外取締役) 2020年度に開催した4回の評価報酬委員会の全てに出席しました。
川井 真 (社外取締役) 2020年度に開催した4回の評価報酬委員会の全てに出席しました。
川崎 達生 (社外取締役) 2020年度に開催した4回の評価報酬委員会の全てに出席しました。
志太 勤一 (代表取締役会長兼社長) 2020年度に開催した4回の評価報酬委員会の全てに出席しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受けるとともに、リスクアプローチ視点での質疑応答、意見交換等を定期的に行い、相互連携を図り監査の実効性が上がるように努めております。また、内部監査と監査役監査は、それぞれ異なった役割で監査を実施しておりますが、監査計画、監査結果等について双方向的に情報交換するなど、相互補完的に効果的な監査が実施できるよう連携を図り監査の実効性が上がるように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田部井 悦子	公認会計士													
風間 真一	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田部井 悦子	○	田部井公認会計士事務所公認会計士 株式会社リンクバル監査役	公認会計士として培われた専門的な知識・経験・企業経営に関する高い見識をもとに、その中立的・客観的な視点から監査を行っており、社外監査役に選任しております。 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定しております。

風間 真一	○	NPO法人日本リスクマネージャー＆コンサルタント協会監事 NPO法人広報駆け込み寺顧問	法人経営に加えて広報・危機管理部門における責任者として培われた専門的な知識・経験・企業経営に関する高い見識をもとに、その中立的・客観的な視点から監査を行っており、社外監査役に選任しております。 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	--	---

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[社外役員の独立性判断基準]

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当該社外役員が以下①～⑨の各項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有しているものと判断する。

- ①当社グループの大株主（直接又は間接に総議決権数の10%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者（注1）
- ②当社グループに対し、当社の定める基準を超える融資を行う者又はその業務執行者（注2）
- ③当社グループとの間で、当社の定める基準を超える取引を行う者又はその業務執行者（注3）
- ④当社グループから役員報酬以外に1事業年度当たり500万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- ⑤当社グループの会計監査人又はその社員
- ⑥当社グループから一定額を超える寄附を受けている者又は当該寄附を受けている法人、組合その他の団体に属する者（注4）
- ⑦過去3事業年度において、上記①～⑥に該当していた者
- ⑧就任の前10年以内のいずれかの時において次の（A）から（C）までのいずれかに該当していた者
 - （A）上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - （B）上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （C）上場会社の兄弟会社の業務執行者
- ⑨以下の（A）～（H）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者又は2親等の親族
 - （A）①～⑧までに掲げる者
 - （B）当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （C）当社の子会社の業務執行者
 - （D）当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （E）当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - （F）当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （G）当社の兄弟会社の業務執行者
 - （H）過去3事業年度において、前（B）～（D）又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

（注1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員その他の使用人等をいう。

（注2）当社の定める基準を超える融資を行う者とは、直近事業年度末において、当社グループに対し当社連結総資産の2%を超える金銭の融資を行っている者をいう。

（注3）当社の定める基準を超える取引を行う者とは、当社グループの年間連結売上高の2%を超える金額の取引を行う者をいう。尚、広義に融資取引も含める。

（注4）一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり500万円を超える寄附をいう。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績向上のモチベーション維持及び優秀な人材の確保に対する対策は、十分に行われております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当事業年度(2020年4月1日～2021年3月31日)における取締役及び監査役に対する役員報酬等の額

取締役5名 209百万円(うち社外取締役2名 12百万円)

監査役3名 16百万円(うち社外監査役2名 8百万円)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

また、有価証券報告書において、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従い、一部役員の報酬の個別開示を行っておりますが、当事業年度においては、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第5回定時株主総会において年額350,000千円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議されております。

監査役の報酬限度額は2002年6月27日開催の第1回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議されております。

当社の役員の報酬は、企業価値の持続的な向上を図る対価として十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、取締役会は、評価報酬委員会の答申に基づき、株主総会において決議された上限の範囲内において、各役員の職位等を勘案した上で、取締役の報酬額を決定しております。

なお、当評価報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関であり、社外取締役を過半数とする委員3名以上で構成されております。同委員会において、取締役会からの諮問に基づき、業績とKPIに基づく定量評価と、360度評価に基づく定性評価により、取締役の報酬等に関する事項等を審議し、取締役会に対して答申を行っております。これにより取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、同委員会からの答申を十分に尊重したうえで、取締役会で決議することとなり、公正な審議による妥当性及び透明性の確保をしております。

また、監査役の報酬の額に関しましては、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営監視及びコンプライアンス強化のための情報収集の方法として、取締役会に出席し営業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧を行い、業務執行の状況を監視・把握しております。

なお、専従するスタッフはおりませんが、必要に応じて事前説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役・取締役会等

当社の取締役会は、取締役6名(内3名は社外取締役)で構成されております。また、取締役会の実効性を高める為に、当社独自の「社外取締役の独立性基準」を満たす社外取締役を2名以上選任する事で、助言機能の充実と監督機能の強化を図っております。なお、取締役会は毎月定例で開催し、当社グループの経営戦略、経営方針等、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況のモニタリングをする機関と位置付け、実効性の高い運用を図っております。

業務執行については、執行役員制度のもと、一定基準により、執行の責任と権限をグループ各部門に委任し、取締役会決議・報告事項の伝達、周知及びグループ各社間の連絡・調整を図る事を目的として、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の代表取締役で構成される「グループ経営会議」を毎週開催し、業務執行の迅速化及び情報共有強化を図るとともに、取締役会議題の事前協議及び経営上の重要事項を協議しております。また、特に当社の経営改革・事業成長プランの企画実行及びモニタリング、かかるプランの実行のためのリソース調達その他の経営改革を推進するため、事業パートナーであるユニゾン・キャピタル株式会社との「Re-Growth委員会」を設置し、当社の企業価値向上に向けた必要な協議を行っております。

当社は監査役設置会社ですが、任意で「指名委員会」「評価報酬委員会」「事業性評価委員会」の3委員会を設置する事により、審議した内容を取締役に諮問の上、決定する事で、客観性と公正性を高めております。指名委員会は、取締役の候補者の指名に関する事項について

審議し、取締役会に答申する役割を担っております。評価・報酬委員会は、取締役及びグループ執行役員の年度評価及び報酬額に関する事項について審議し、取締役会に答申する役割を担っております。

事業性評価委員会は、インキュベーション領域を含むグループの事業ポートフォリオについての投下資本に対する収益性を評価し、事業継続の判断を取締役に答申する役割を担っております。

また、当社（HQ本部）に3つの本部（グループ経営戦略本部、グループ経営管理本部、グループ人事本部）を設置し、事業子会社に対して経営指導などを行い、グループ経営の全体最適化を図っております。

2. 監査役監査

当社の監査役は4名で、そのうち2名が社外監査役となっており、取締役会、内部統制委員会並びにコンプライアンス委員会、J-SOX委員会及び品質管理委員会等に出席し、経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を実施しております。また、監査役は会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受けるとともに、リスクアプローチ視点での質疑応答、意見交換など定期的な打合せを行い、相互連携を図っております。

3. 内部監査

当社の内部監査の組織は、スタッフ4名で構成される内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき業務監査を実施しております。内部監査、監査役監査及び監査法人の会計監査の連携につきましては、それぞれ異なった役割で監査を実施しておりますが、各監査機関の監査結果の指摘事項を双方向的に情報交換する等、相互補完的に効果的な監査が実施できるよう連携を図り監査の実効性が上がるように努めております。

4. 会計監査

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法及び会社法上の会計監査を受けている他、会計処理並びに会計監査における諸問題について随時検討し財務諸表等の適正性の確保に努めております。また、内部監査、監査役監査及び監査法人の会計監査の連携につきましては、それぞれ異なった役割で監査を実施しておりますが、各監査機関の監査結果の指摘事項を双方向的に情報交換する等、相互補完的に効果的な監査が実施できるよう連携を図り監査の実効性が上がるように努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、継続的な企業価値の向上を実現し、株主価値の観点から経営を監督する仕組みを確保する目的で監査役会設置会社の形態を採用しております。取締役会は、客観的かつ多様な観点から監督と意思決定を行うために6名中3名を社外取締役とし、監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っております。また、監査役会4名中2名を社外監査役として、経営のモニタリング機能の強化を図っており、監視機能が十分に発揮できる体制となっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告を行うなど、活性化のための取組みを実施しております。また、ハイブリッド参加型バーチャル運営の実施、電磁的方法による議決権の行使に加え、集中日を回避した株主総会の設定をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び本決算時に「決算説明会」を主催し、アナリスト・機関投資家向けに、代表者自身が決算内容、事業の状況、今後の事業展開等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ (https://www.shidax.co.jp/corporate/ir/) に、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、Business Report、Annual Review、その他開示資料等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しましては、IR担当役員及び経理部IR課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、事業を営む上で、さまざまなステークホルダーの立場を尊重し、基本理念、行動方針を策定しております。 当社ホームページ (https://www.shidax.co.jp/efforts/quality-management/) に当社グループの基本理念、行動方針を掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、健康創造産業、社会課題解決型企業としてISO14001の認証を取得し、食品衛生や廃棄物の抑制・再生利用・減量化・エネルギー使用の合理化による温室効果ガス削減の取り組みを実施するなど、地球環境への影響に配慮した事業活動を行うとともに、全国各地の店舗・施設や社員が、次世代へと続く社会の発展のために、「地域還元」を理念として、企業市民としての活動に積極的に取り組んでおります。 当社ホームページ (https://www.shidax.co.jp/corporate/csr/) にシダックスグループ品質・環境方針、環境保全に係る取り組み、CSR活動等の実施例等を掲載しております。 また、今年度はSDGsに関する委員会を10月1日付で立ち上げ、サステナビリティについて積極的に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するため及び財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するために「内部統制基本方針」を定めております。特に財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するために、2021年2月25日開催の取締役会において「財務報告に係る内部統制の評価及び報告に関する基本方針」を決議し、本方針に基づき財務報告に係る内部統制の評価及び監査を実施しております。

なお、内部統制全般への取り組みを強化するために、内部統制委員会の下にコンプライアンス委員会、J-SOX委員会及び品質管理委員会を設置しております。内部統制委員会ではグループ全体のリスクを把握し、コンプライアンス委員会、J-SOX委員会及び品質管理委員会において行ったリスク管理についての監督を行っております。特に情報漏えいのリスク及び食に関するリスクに関する対策については、コンプライアンス委員会の下に情報セキュリティ委員会及び品質管理委員会の下に品質向上委員会を設けて対策を講じております。

さらに、企業外部の学識経験者を含めた「アレルギー食提供安全委員会」を設置し、当社グループが提供する食の「安心・安全」を確保するための活動を行っております。また、安全最優先の文化を築き上げるために、全ての従業員が労働安全衛生活動に取り組むことを自らの責務であると自覚し、職場の危険要因の除去と心身の健康保持促進に取り組んでおります。

内部統制基本方針では、「内部統制の目標」と「業務の適正を確保するための体制」を定めております。その主な内容は以下のとおりであります。

「内部統制の目標」

1. 業務の有効性及び効率性の向上

当社は、業務の有効性及び効率性の向上を達成するために以下の内部統制を整備運用する。

- (1) 当社の中長期の経営目標を全役員及び全従業員に周知すること。
- (2) 当社の短期の経営目標を全役員及び全従業員に周知すること。
- (3) 目標及び目標達成のための方針等を適宜、組織の各階層に展開すること。
- (4) 経営資源（人材、資金、設備、情報等）を業務の目的に適合させ適時に活用すること。
- (5) 内外の環境変化に対して迅速に対応し、提供する商品、サービスの品質が顧客の期待水準以上であること。
- (6) 業務を合理的な範囲で最短時間、最小コストで実行するための計画を作成し、管理すること。

2. 財務報告の信頼性の確保

当社は、法令等及び会計基準並びに当社の規程等に準拠し、利害関係者に対して財務報告の信頼性を確保するために以下の内部統制を整備運用する。

- (1) 個々の取引は、管理者の包括的又は個別の承認の下に実行すること。
- (2) 個々の取引について、日常的なモニタリング又は独立的評価を実行すること。
- (3) 網羅的かつ正確な記録及び勘定が、個々の取引内容を反映するよう記帳・保存すること。また、「一般に公正妥当と認められる会計基準」に準拠して財務諸表を作成できるように記帳していること。
- (4) 会計帳簿の資産残高については、当該資産の実査を定期的に行い、差異があれば適切な措置をとること。
- (5) 財務情報は、必要な社内手続きを経て取締役会が承認した上で社外に公表すること。
- (6) 利害関係者に対し適切な情報開示を行うこと。

3. 事業活動に関わる法令等の遵守

当社は、全役員及び全従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため以下の内部統制を整備運用する。

- (1) シダックスコンプライアンス行動指針を全役員及び全従業員が法令等、当社の規程等及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (2) シダックスコンプライアンス行動指針の徹底を図るため、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取組を横断的に統括することとし、同委員会を中心に教育を行う。
- (3) 内部監査室の機能強化を図り、コンプライアンス委員会と連携の上、職務執行が正しく行われているかを監査する。
- (4) これらの活動は定期的に取り締り役及び監査役会に報告するものとする。
- (5) 全従業員が、シダックスコンプライアンス行動指針に違反する行為又は違反の可能性がある行為を発見した場合に、直接情報提供を行う手段として社内外のホットラインを整備運用する。

4. 会社資産の保全

当社は、会社資産の保全を図るために以下の内部統制を整備運用する。

- (1) 有形の資産又は無形の資産（顧客情報その他の情報を含む。）の取得、使用又は処分を正当な手続き及び承認の下に行うこと。
- (2) 有形の資産又は無形の資産（顧客情報その他の情報を含む。）の取得、使用及び処分を稟議規程に基づきその有効性等を十分に検討すること。
- (3) 天災・人災などのリスクから、会社の資産を保全する体制を整備すること。

「業務の適正を確保するための体制」

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の経営執行の意思決定の効率化及び適正化を確保するために、内部統制規程、組織規程等を定め各種会議体を設置する。

取締役会は取締役、全従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のため各部門の具体的目標及び会社の権限配分・意思決定ルールに基づく権限配分を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現する組織又は仕組みを構築する。

2. 反社会的勢力による被害を防止するための体制
当社は、反社会的勢力に対して屈することなく法律に即して対応する。
当社は、反社会的勢力により役員及び従業員が被害を受けることがないようにするため、社内規程及び社内体制を整備し、民事及び刑事両面からの法的対応策を充実させる。
3. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループのセグメント別の事業に関する管理者に対し、そのセグメントにおける法令遵守及びリスク管理をするための権限と責任を与えている。
内部統制委員会は、コンプライアンス委員会、J-SOX委員会及び品質管理委員会を設置し、これらの推進責任者としてグループのセグメント別の管理者を配置し、セグメント別の法令遵守及びリスク管理を横断的に推進し、管理する。
4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、情報管理規程及び文書管理規程等（以下「情報管理規程等」という。）に従い、取締役の職務執行に係わる情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。
取締役及び監査役は、情報管理規程等により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
5. 監査役会がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に対する体制並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けたその従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
6. 取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
取締役又は従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。
7. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と代表取締役会長兼社長及び取締役との間の定期的な意見交換会を設置する。
8. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程、コンプライアンス規程等により、当社のリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ経営管理本部長を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、内部統制委員会において当社全体のリスクを統括的に管理する体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況「業務の適正を確保するための体制」2. 反社会的勢力による被害を防止するための体制に記載の通りであります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針
当社は、経営の透明性と健全性を高める観点から、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「適時開示規則」を順守し、株主・投資家のみならず取引先、地域社会をはじめとするあらゆる利害関係者の当社に対する理解を促進するため、正確かつ適時・適正な開示を徹底してまいります。
2. 会社情報の適時開示に係る社内体制
(1) 決定事実に関する情報
重要な決定事項につきましては、原則として毎月1回開催される取締役会において決定される他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速に決定を行っております。取締役会付議情報は、事前に適時開示担当部署である経営管理室及び経理部IR課が入手し、適時開示規則に準拠し適時開示の重要性の判断及び情報開示の要否検討を行い、該当事項である場合、情報取扱責任者とともに開示資料案を作成し、取締役会の審議時に併せて開示資料内容の確認を得て、当該事項の決議後、速やかに開示手続きを行います。
当社では、取締役会の開催に先立ち、取締役会に付議される重要事項並びに経営上の重要事項について、取締役、執行役員及び当社子会社の代表取締役で構成される「グループ経営会議」を毎月定例で開催し、事前協議を行っております。経営管理室が事務局を担当しており、また、経営管理室は重要な経営戦略の企画・立案並びに予算管理の担当部署であることから、適時開示規則上開示が求められるような重要な決定事実に関する情報については、取締役会付議前の検討段階において、情報を入手できる体制となっております。
また、必要に応じて、監査役会、会計監査人、弁護士に監査及び助言を求め、迅速かつ正確に会社情報を形成するよう努めております。
- (2) 発生事実に関する情報
重要事実に該当すると想定される事実が発生した場合には、各事業本部、各部署の管理担当責任者から、速やかに適時開示担当部署である経営管理室及び経理部IR課に情報が集約される体制が確立されており、当該部署が適時開示規則に準拠し適時開示の重要性の判断及び情報開示の要否検討を行い、該当事項である場合、情報取扱責任者とともに開示資料案を作成し、取締役会又は代表取締役会長兼社長の承認を得て、速やかに開示手続きを行います。なお、緊急を要する場合には、迅速な開示を行うため情報取扱責任者が開示に関する最終決定を行う場合があります。

また、必要に応じて、監査役会、会計監査人、弁護士に監査及び助言を求め、迅速かつ正確に会社情報を形成するよう努めております。

(3) 決算に関する情報

適時開示規則上開示が求められる年度決算・四半期決算に関する情報につきましては、内部統制のプロセスを経た会計記録に基づき、決算を担当する経理部で開示資料の取り纏めを行い、会計監査人の監査・レビュー等法令に基づく所定の手続きの後、適時開示担当部署である経営管理室及び経理部IR課に報告するとともに取締役会に付議し、承認決議後に経営管理室が速やかに開示手続きを行います。

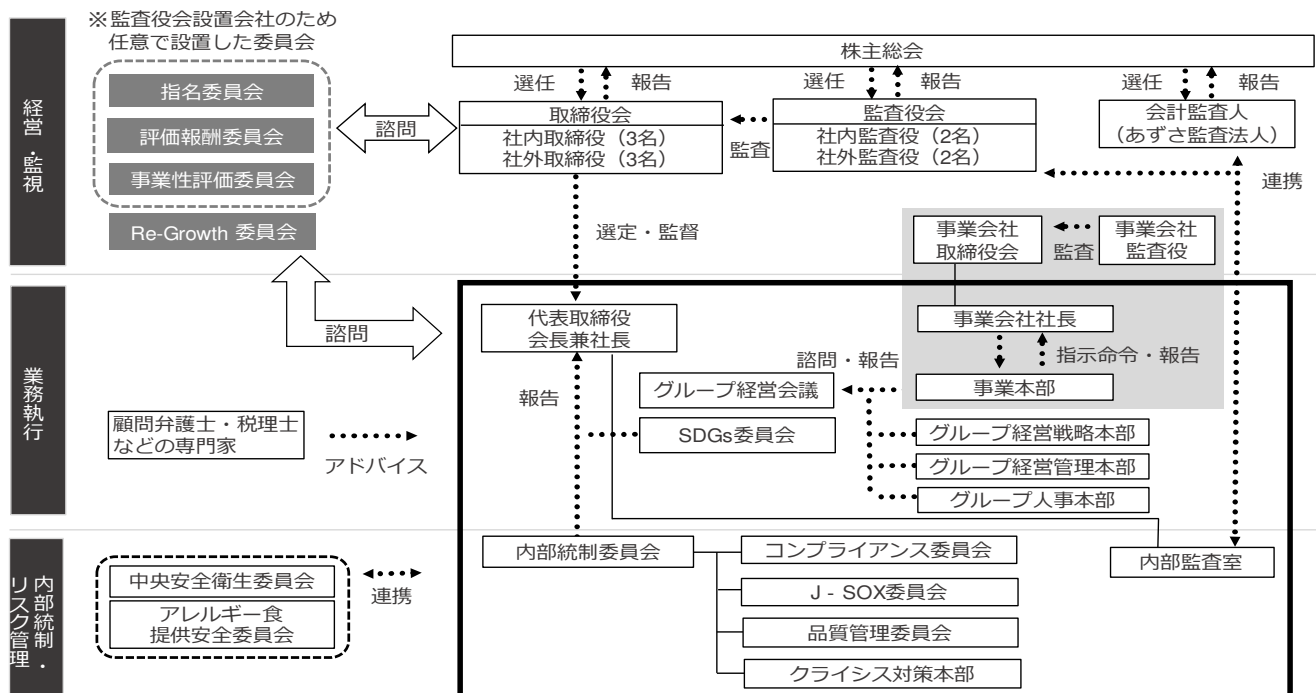
業績予想の修正につきましては、毎月開催される取締役会において計画の進捗状況、施策に関し検討を行っており、適時開示規則上開示が求められる差異が発生した場合には、経営管理室及び経理部IR課が情報取扱責任者とともに開示資料案を作成し、取締役会に付議し、取締役会の審議時に併せて開示資料内容の確認を得て、当該事項の決議後、速やかに開示手続きを行います。

配当予想の修正につきましても、業績予想の修正同様、経営管理室が取締役会に付議し、取締役会の審議時に併せて開示資料内容の確認を得て、当該事項の決議後、速やかに開示手続きを行います。

(4) 企業集団に係る適時開示手続き

適時開示規則上開示が求められる子会社等に関する情報につきましては、毎週開催される当社取締役及び当社子会社の代表取締役で構成される「グループ経営会議」において当社取締役が事業子会社の取締役並びに事業本部長より業務執行に関する報告を受けております。当該会議にて重要事実該当すると想定される事実が発生した場合には、速やかに適時開示担当部署である経営管理室及び経理部IR課に報告され、当該部署によって適時開示規則に準拠し適時開示の重要性の判断及び情報開示の要否検討を行い、該当事項である場合、情報取扱責任者とともに開示資料案を作成し、取締役会又は代表取締役会長兼社長の承認を得て、速やかに開示手続きを行います。

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【 参考資料 ： 適時開示体制の模式図 】

